

訪問リハビリテーション(介護、介護予防)重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	佐々総合病院
所在地	東京都西東京市田無町4丁目24番15号
電話番号	電話番号 0570-01-3399
法人種別・名称	医療法人社団 時正会
代表者	横川 秀男
サービス種類	訪問リハビリテーション、予防訪問リハビリテーション
介護保険指事業所番号	1313970019
サービス提供地域	西東京市 練馬区 小平市 小金井市 武蔵野市 東久留米市 新座市 ※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。
訪問リハビリテーション事業における 目的及び運営方針	在宅生活において訪問リハビリテーションを必要とされる方に対し積極的にサービスを提供し、在宅療養そして地域医療の一環として貢献することを目的とする。また要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、あるいは要介護状態になることの予防を目的に、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に実施運営していく方針とする。

(2) サービス提供時間

平日	午前9:00～午後5:00 ※サービス提供時間は訪問スケジュール状況によって前後することがございます。
定休日	日曜・祝日・年末年始(12/31～1/3)

(3) 職員体制

業務	資格	常勤	非常勤	計
管理者	理学療法士	1名	名	1名
事務		1名		1名
訪問リハビリ テーション	理学療法士	3名	名	3名
	作業療法士	2名	名	2名
	言語聴覚士	1名	名	1名

2 サービス内容

(1) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、医師の指示に基づきご利用者様の自宅を訪問し、ご利用者様がより自立した日常生活、あるいはより質の高い日常生活を営むことができるよう、機能面（関節拘縮の予防・筋力や体力の維持改善、知的能力の維持・改善、嚥下機能の維持、改善など）、活動面（基本動作能力や日常生活活動能力の維持改善など）、また参加面（対人交流や社会参加の拡大など）に働きかけ、在宅療養生活を支援することを目的にサービスを提供いたします。

(2) 訪問リハビリテーションはご利用者様の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、あるいは要介護状態になることの予防を目的に、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に実施してまいります（契約書第3条）。目標達成や通所サービスへの移行などの状況によって、ご利用者様と相談協議の上、サービス終了となる場合がございます。

(3) 悪天候等の気象状況、交通事情等により、サービス時間が前後することがございます。ご了承ください。

(4) 訪問リハ担当スタッフ不在の場合、代行スタッフが訪問させて頂くこともございます。ご了承ください。

3 料金

(1) 費用

訪問リハビリテーションの利用単位ごとの利用料は以下のとおりです。

		介護保険	
		訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション
基本単位			
※週6単位(計120分)を 限度として算定 ※西東京市の場合 1単位=10.83円で計算		1回(20分)=308単位	1回(20分)=298単位
費用		1回(20分)=3335円 2回(40分)=6671円 3回(60分)=10006円	1回(20分)=3227円 2回(40分)=6454円 3回(60分)=9682円
利用者様 負担額	基本料	20分の場合= 333円(667円、1000円) 40分の場合= 667円(1334円、2001円) 60分の場合= 1000円(2001円、3001円) ※()内は2割、3割負担の場合	20分の場合= 322円(645円、968円) 40分の場合= 645円(1290円、1936円) 60分の場合= 968円(1936円、2904円) ※()内は2割、3割負担の場合
	加算	①リハビリテーションマネジメント加算(A) I : 180円(360円、540円) ②短期集中リハビリテーション実施加算: 200円(400円、600円) ③訪問リハサービス提供体制加算 I : 6円(12円、18円) ④退院時共同指導加算: 600円(1200円、1800円) ※()内は2割、3割負担の場合	
備考		・端数処理において若干の差異が生じる場合があります。 ※支給限度額を超えた場合には、利用者の10割負担となります。	
その他		<p>・ご利用者の居宅において、サービス実施に必要な水道・ガス・電気・電話などの費用はご利用者の負担になります。(例:感染防止のためのうがい・手洗い、または調理訓練や入浴動作訓練など)</p> <p>・訪問エリア外への訪問は、別途交通費を頂く場合がございます。</p> <p>・ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は下記のキャンセル料金を頂きます。</p> <p>①ご利用日の前営業日の午後5:00までにご連絡いただいた場合:無料 ②ご利用日の前営業日の午後5:00までにご連絡がなかった場合:介護保険にて定める料金の全額</p> <p>※ただし、ご利用者様の病状の急変等、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。</p> <p>・利用料はお振り込みまたは当院窓口でのお支払いが可能です(当院医事課より利用料金の案内を送付させていただきます)。</p>	

4 緊急時・事故発生時の対応

当事業者におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあつた場合は、速やかに、主治医または関係機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、必要時ほかの緊急連絡先に連絡いたします。

また、当事業者が訪問リハビリテーションのサービス提供にともない、ご利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、損害賠償を行います。ただし、事業者が故意・過失がない場合はこの限りではありません。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 担当：ご利用者様の担当者またはリハビリテーション科科長三瓶（さんぺい）までご連絡ください。

電話：0570-01-3399

受付時間：月曜日～金曜日 午前9：00：～午後5：00

(2) その他相談窓口

西東京市役所高齢福祉課：042-461-1311

小平市役所介護保険課：024-345-9595

東久留米市役所介護保険課：042-470-7777

6 個人情報保護

当事業所はご利用者様およびご家族の同意を得ない限り、ご利用者様およびご家族の個人情報を利用しません。

詳しくは別紙「ご利用者様の個人情報保護に関する同意書」を参照下さい。

7 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止などの為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 リハビリテーション科科長 三瓶秀明

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所職員に周知徹底を図っています

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 事業所職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、事業所職員または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町に通報します。

8 サービス利用に当たっての禁止事項について

当事業所は、利用者またはご家族から職員に対する以下の行為が明らかとなった場合には、利用契約を終了することがあります。

(1) 事業所職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為

(2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為

(3) 職員の身体および財物の損傷、または破壊する行為

(4) サービス利用中に事業所職員の写真や動画撮影、録音などを無断で行ったり、SNS等に掲載すること

【事業者の概要】

・事業者 医療法人社団 時正会 佐々総合病院

・所在地 東京都西東京市田無町 4-24-15

・電話 0570-01-3399

・代表者 丸山 嘉一

訪問リハビリテーションの提供を開始するにあたり、ご利用者様に対し重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

【事業者】所在地：東京都西東京市田無町4-24-15 名称： 佐々総合病院

代表者： 丸山 嘉一 印

【説明者】

職名：

私は、本書面に基づいて、事業者から訪問リハビリテーションの利用に際し、重要事項の説明を受けました。

【ご利用者】

住 所

氏 名 _____ 印

【代理人】

住 所

氏 名 _____ 印